

山梨県公報

第二千七百二十五号

平成二十九年

八月二十八日

月 曜 日

目次

告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………五九七

公告

○景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案……………五九七

告示

山梨県告示第二千五百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成二十九年八月二十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市小笠原字立畑千七百十一番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十七・六三メートル

公告

●景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)第七條の三第一項の規定により、景観保全型広告規制地区を指定するので、同条第三項において準用する条例第七條の二第二項の規定により、次のとおり公告するとともに、指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面を公衆の縦覧に供する。なお、条例第七條の三第三項において準用する条例第七條の二第三項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された指定する区域の

図面及び強化する基準を記載した書面について知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年八月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名称	区域
富士登山道線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。) (「次の図」は省略する。)
インター線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。) (「次の図」は省略する。)
白木里宮線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。) (「次の図」は省略する。)

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七條第四項の基準の決定の案の概要 別表のとおり

三 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室
富士吉田市上吉田一丁目二番五号 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課

2 期間 この公告の日から平成二十九年九月十一日までの山梨県の休日を含め、例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

四 意見書の提出先等

1 提出先 三に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(二) 利害関係人にあつては利害関係の内容

(三) 意見を述べようとする景観保全型広告規制地区の名称及び意見

3 提出期限 平成二十九年九月十一日

別表

基準項目	現行の基準		適用される基準の決定の案の概要	
	第一種許可地域	第二種許可地域	富士登山道線地区(現行の基準は、第一種許可地域)	白木里宮線地区(現行の基準は、第二種許可地域)
共通基準	色彩	制限しないものとする。	一 使用できる色彩の数の制限 二 最大面積の明度及び彩度の制限 三 周辺の風致及び景観と調和したもの	
個別基準	建築物を利用する広告物等に係る基準	屋上から広告物等の上端までの高さが八メートル以下であること。 屋上から広告物等の上端までの高さが十メートル以下であること。	許可しないものとする。	
	自家用広告物以外の広告物等	一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。	許可しないものとする。	
	自家用広告物	原則として、地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル以下であること。 表示面積が四十平方メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。 一個につき一方方向の表示面積が四平方メートル以下で、かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。	
	建植する広告物等に係る基準	表示面積が五十平方メートル以下であること。		
	工作物を利用する広告物等に係る基準	一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。	許可しないものとする。	
	簡易な広告物等に係る基準	地上から広告物等の上端までの高さが二十メートル以下であること。 地上から広告物等の上端までの高さが三十メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。	
	立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	制限しないものとする。	のぼり、旗その他これらに類するものを、道路の路肩から五メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を五メートル以上離すこと。なお、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内で、かつ、三本以下の場合はこの限りでない。	
	アドバールン	地上からアドバールンの上端までの高さが五十メートル以下であること。 一個につき表示面積が三十平方メートル以下であること。	一枚につき一方方向の表示面積が四平方メートル以下であること。	
	表示面積			
	高さ			
	本数			

備考
一一一 富士登山道線地区、インター線地区及び白木里宮線地区に共通して適用される基準のみを掲載
詳細は、縦覧に供する書類のとおり

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番